平成２９年（フ）第３９８号
千葉県松戸市新松戸３丁目107番地　ガーデンシティ202号
債務者　村上　定子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５８号
島根県雲南市木次町平田739番地
債務者　稲村博行こと　**稲**村　博行
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１９５０号
札幌市西区西野８条３丁目３番16号
破産者　有限会社サン商事
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７０号
埼玉県久喜市砂原１丁目３番12号
破産者　株式会社野城
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
埼玉県川口市南町１丁目10番６号
破産者　有限会社蛭間運送
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４６号
千葉県松戸市大橋68番地　Ｋｉａｒａシティ Ⅲ307号
破産者　松永　隆行
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６９号
千葉県松戸市南花島４丁目66番地の１　第７泉マンション105号
破産者　山本龍こと　鄭　　龍宇
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８０号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目17番47号
破産者　木下真由美
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０８号
鹿児島県大島郡和泊町大字出花733番地、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目10番33号
破産者　和田　ゆう（旧姓加**藤**）
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１１号
千葉県松戸市小金原１丁目４番地の22　メゾンニイヤＮｏ．２－３号
破産者　松野　孝史
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１３号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目６番14―204号
破産者　金子　弘志
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１６号
千葉県松戸市幸田５丁目51番地の２
破産者　有限会社イデアテック
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８９４号
東京都千代田区神田司町２丁目17番地　ＴＡＴＥ神田５階
破産者　株式会社ＬＩＧ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１６４号
東京都文京区本郷３丁目23番５号
破産者　バイオユニバース株式会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７２号
横浜市保土ケ谷区東川島町41番地19
破産者　株式会社ハンドメイドファクトリー
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目24番14号101号室
破産者　カナモリキカク合同会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第１８号
長野県飯田市白山町３丁目東13番地１松下ビル１号
破産者　ナノエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第７７２号
静岡県牧之原市坂口852番地の１
破産者　有限会社大樹
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２１号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北４番55号
破産者　松原設備工業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５８号
大阪市港区池島３丁目５番３―312号
破産者　株式会社メディオ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９５号
大阪市西淀川区歌島１丁目25番10号
破産者　株式会社Ｚｅｕｓ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部